

公立社会教育施設の首長部局所管を可能とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第9次地方分権一括法）に反対する声明

2019年5月25日

社会教育推進全国協議会常任委員会

社会教育推進全国協議会は、これまで文部科学省の組織改正における社会教育課の存置、公立博物館など公立社会教育施設の教育委員会所管を堅持することを強く求めてきた。しかしながら、現在国会において公立社会教育施設の首長部局所管を可能とする法案の審議がおこなわれている。とりわけ、一部の地方自治体の提案を受けて第9次地方分権一括法という形で、社会教育関係法を含む13もの法律が一括して個別の十分な議論もなく採決が進められているのは問題である。社会教育推進全国協議会は以下のように今回の法改正についてあらためて強く反対する。

1. 公立社会教育施設の首長部局移管については、「移管された当該地方公共団体においては、観光、地域振興分野やまちづくり分野を担う首長部局で一体的に所管できるようになり、社会教育のさらなる振興はもとより、文化・観光振興や地域コミュニティの持続的発展に資する」（「第9次地方分権一括法の概要」一内閣府より）と明記されている。首長部局の文化・観光・地域振興政策と一体となって、政策課題の達成や合意形成のための手段として社会教育の活用を進めることは、社会教育事業に対する首長の意向が強く働き、住民の自由な学習を阻害する恐れが強まる。公立社会教育施設の所管は、教育委員会とすることを堅持し社会教育施設の充実発展を図るべきである。

2. 今回の法改正は、地方教育行政法、社会教育法、図書館法、博物館法などの個別法に「特定地方公共団体」「特定事務」「特定社会教育機関」「特定公民館」「特定図書館」など「特定」概念を導入して、自治体の条例によって公立社会教育施設を首長が管理執行することを可能としたものである。移管された場合は、公立社会教育施設の存廃、諸規則の改廃、管理運営、職員の任命や住民参加機関の委員の委嘱などはすべて首長の権限となる。教育委員会の関与による「中立性」の担保措置についても、「教育委員会が首長に提出する意見に法的な拘束力はない。」（2019年4月17日、柴山文部科学大臣、衆議院文部科学委員会）という答弁に示されているように、「特定社会教育機関」という法的な外見をもたせながら、実質的には公立社会教育施設を憲法、教育基本法、社会教育法体制から分離することになるもので容認できない。

3. 公立社会教育施設が首長部局に移管されることによって、「地域づくり」の視点から行政の他部局や幅広い団体、人材とのつながりを活用して社会教育を発展させることが出来

るという主張もあるが、メリット・デメリットという議論を超えて実態的構造的な問題点も注視しなければならない。首長部局に移管された場合は、教育委員会における社会教育行政の役割が縮小し、見識のある専門職員体制が弱体化することで、地域のさまざまな葛藤、対立、矛盾に向き合う学習が軽視され、政策課題の達成に動員される傾向が強まる。経費削減と効率的な成果の達成を優先するために公共施設再編や指定管理者制度の導入が進むと、行政組織の管理者としての役割が一層強まる一方で、教育機関としての機能が弱体化する。社会教育の政治的中立性、政策決定への住民意思の関与、社会教育職員の専門性の確保、多様な住民団体の自治的な共同と学習の発展などについて、地域の社会教育に関わる職員と住民が共に学習し丁寧に検証することが求められている。

権利としての住民の学習の自由と自治に立脚した社会教育を継続し発展させるために、公立社会教育施設の教育委員会への存置を要求し、公費による社会教育の充実発展をめざそう。地域の人々に、自由な学習の大事さとその場を守っていくことの大事さを訴え、協力し合って、運動のうねりをつくっていこう。その積み重ねが民主的な住民自治と地域をつくる力を豊かに育てることに確信を持ちたい。